

16 新技術情報提供システム（NETIS）

概 要

国土交通省は、新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として、新技術情報提供システム（New Technology Information System:NETIS）を整備しました。NETIS は、国土交通省のイントラネット及びインターネットで運用されるデータベースシステムです。

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>

問い合わせ先

国土交通省大臣官房技術調査課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

TEL : 03-5253-1536

17 千葉県産業支援技術研究所による支援

概要

千葉県産業支援技術研究所は、千葉県が設置した鉱工業系試験研究機関です。中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、そのニーズに応えるため研究開発、技術相談・支援、依頼試験等の様々な支援を行っています。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanken/index.html>

研究	中小企業等の技術向上のため、各技術分野における基礎研究・応用研究を行い、その成果の技術移転等普及に努めています。また、企業・大学・他研究機関からの求めに応じて共同研究も行っています。
技術相談・支援	中小企業等における製品開発や技術開発をはじめ技術上の様々な問題について、相談・支援を行っています。また、問題解決を効果的に行うため、企業に直接おたずねして、技術改善のお手伝いをいたします。技術相談は直接、担当室または技術支援室（電話：043-231-4365）までご連絡ください。
依頼試験	中小企業等の依頼により各種試験・分析、試作設計を有料で行い、成績書を発行しています。依頼試験項目の詳細については、「試験等手数料表」をご覧ください。
設備・機器の利用	自社の新製品開発や品質管理に役立てていただくため、設備、機器を有料で開放しています。開放設備等の詳細については、「機器設備一覧・使用料表」をご覧ください。
講習会・研究会	中小企業等の技術者を対象に、各分野の専門家を講師に招き、講習会や研究会を開催しています。
研修制度	中小企業の技術者養成や能力開発のため、研修制度を設けています。企業の要望に応じ、随時研修生を受け入れています
刊行物	当所の事業概要、研究報告を編集・発行しています。

問い合わせ先

千葉県商工労働部産業支援技術研究所（略称：産技研）

〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町 889

TEL：043-231-4326

18 東葛テクノプラザによる支援

概 要

東葛テクノプラザは、県内企業等の技術力や研究開発能力の向上と新産業の創出、ベンチャー企業の育成等を目的とした総合産業支援施設です。

<http://www.ttp.or.jp/>

主なサービス内容

- 低廉な料金で貸研究室に入居し、総合的な技術支援が受けられます。
- 試作加工室や精密測定室に備えた高性能な設備機器が利用できます。
- 各種試験・検査、計測などの依頼試験が利用できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 産・学・官の各種交流事業や共同研究などを通じ、技術支援が受けられます。
- 研究開発や経営・販路開拓等のきめ細やかな各種コンサルティングサービスが受けられます。

問い合わせ先

東葛テクノプラザ

〒277-0882 柏市柏の葉 5-4-6

TEL : 04-7133-0139 / FAX : 04-7133-0162

19 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援

概 要

SBIR（Small Business Innovation Research）制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

研究開発型スタートアップ等への補助金等の支出機会の拡大や、初期段階の技術シーズから事業化までの一貫した支援に、内閣府をはじめ関係省庁が連携して取り組みます。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-3433-8811

20 中小企業技術基盤強化税制

概 要

「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

この制度は、「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」との重複適用はできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>

問い合わせ先

各税務署法人税課